

酪農乳業需給変動対策基金 管理規程

一般社団法人 J ミルク
2025年2月21日制定

(趣旨)

第1条 酪農乳業需給変動対策基金(以下「本基金」という)の適正かつ有効な運用に関し必要な事項を定める。

(本基金の管理及び運用)

第2条 本基金の管理及び運用は、理事会が行う。

(対象事業)

第3条 本基金は、酪農乳業需給変動対策特別事業実施要綱に定める事業(以下「本事業」という。)の費用に充当する。

(積立て)

第4条 本基金は、生産者並びに乳業者が拠出する財源を特定資産へ繰り入れて積み立てる。

(取崩し)

第5条 本基金は、第3条に定める対象事業を実施するために、必要な額を取り崩すことができる。

2 本基金は、第3条の対象事業以外に取崩し、使用してはならない。

(余剰金)

第6条 本事業を終了する場合に、本基金に余剰金が生じたときは、理事会において、その取扱いについて協議し、決定する。なお、理事会において必要と認められれば、生産者並びに乳業者の拠出額等を勘案し、返戻することができるものとする。

附則

1 この規程は、2025年2月21日から施行する。